農林水産省

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山本　景一

農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる（十二月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十七日ブータン国の国祭日につき、同月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十一年十二月十八日

中国経済産業局長　長尾　正彦

一　件名　広島ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年一月十五日　午後二時から

三　場所　広島合同庁舎2号館2階　第1会議室（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）

四　事案の要旨

1　原料費調整制度に係る供給約款の変更

2　詳細は、中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）及び広島ガス株式会社（広島県広島市南区皆実町二丁目七番1号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び意見の概要を記載した中国経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「広島ガス関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年一月四日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号七三〇―八五三一　広島県広島市中区上八丁堀六番三十号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、中国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「広島ガス関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十二年一月四日までに中国経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課に到達するよう申し込むこと。

なお、申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第1号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

中国経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

広島ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資料

平成21年10月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	10月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	6,183	5,603	−1,168
（対前年同月比）	（—）	（234.1）	（—）
貿易収支	9,490	5,992	1,366
（対前年同月比）	（594.7）	（87.1）	（−88.1）
輸出	49,657	47,755	65,820
（対前年同月比）	（−24.6）	（−32.1）	（−7.5）
輸入	40,166	41,764	64,454
（対前年同月比）	（−37.7）	（−37.7）	（8.0）
サービス収支	−3,307	−389	−2,534
所得収支	8,465	10,823	12,144
経常移転収支	−671	−747	−1,181
経常収支	13,976	15,679	9,796
（対前年同月比）	（42.7）	（0.2）	（−55.6）
投資収支	−113	−22,557	−7,735
直接投資	−7,216	−6,856	−27,000
証券投資	66,189	−56,653	−24,124
（証券貸借取引を除く）	25,683）	（−33,403）	（−47,941）
金融派生商品	1,803	−561	10,705
その他投資	−60,890	41,513	32,684
（証券貸借取引を除く）	（−20,953）	（18,265）	（55,524）
その他資本収支	−444	−96	−94
資本収支	−557	−22,652	−7,829
外貨準備増（—）減	−1,376	−84	−1,780
誤差脱漏	−12,044	7,058	−187

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　資本収支及び外貨準備増減の（—）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。